

藤心地域 避難所運営の手引き

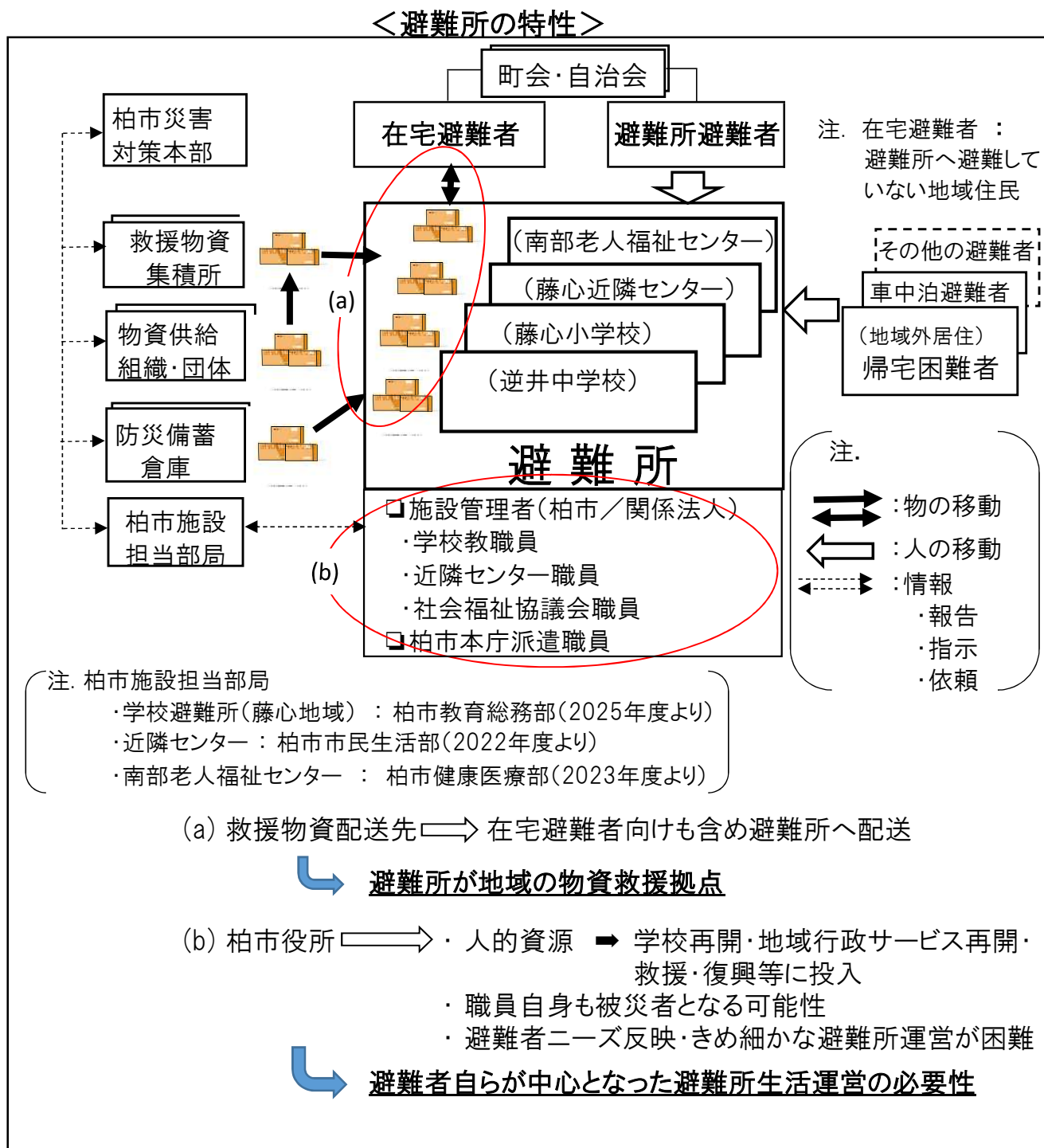
概 要

第0.9.6版

令和7年06月07日

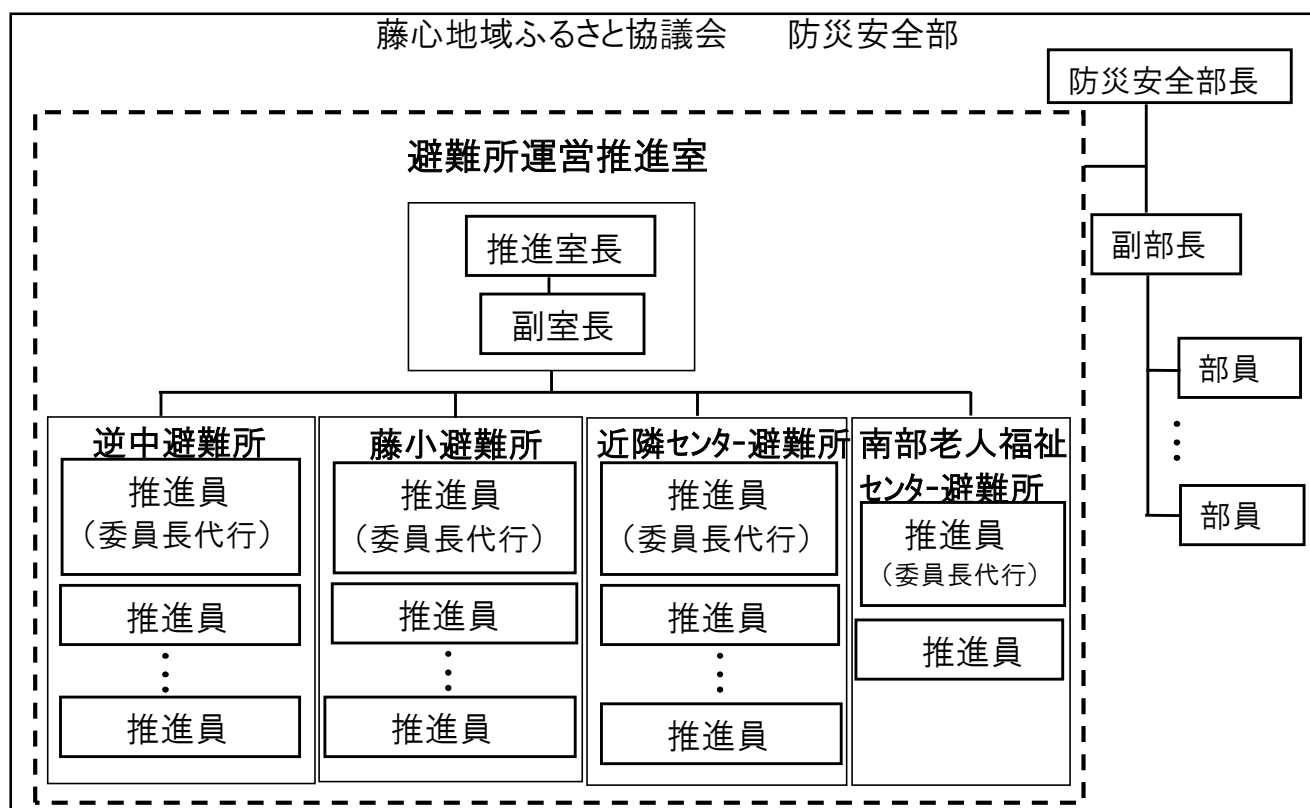
目 次

	(ページ)
1. 避難所の特性と運営のあり方	1
2. 災害に備えた平素からの体制と運用	2
3. 災害発生時の体制	3
4. 発災後の避難と避難所開設	5
5. 初動期の活動（発災後1～3日）	6
6. 居住スペースの割り当て	7
7. 展開期の活動（発災後2～3日目以降3～4週間程度）	8
8. 避難所の運営・生活ルール	9
9. ペットの同伴避難	10
10. 救援物資の受入れ・支給活動	11
11. 本庁への物資要望	12
12. 想定されるトラブルとその対応	13
13. 今後の検討課題	14



< 避難所運営のあり方 >

- (a) 町会・自治会による在宅避難者への救援物資支給活動
町会・自治会が利用表明している避難所で活動
- (b) 避難所避難者が中心となった避難所生活運営
- (c) 平素からの組織的な研修・訓練



避難所運営推進室の活動

- ◇ 平常時 : 避難所運営の研修・訓練
顔の見える関係で連帯・連携を蓄積
- ◇ 発災時 : 避難所開設・避難所運営委員会立上げ 支援
(推進員) 在宅避難者への救援物資支給

推進員

- ◇ 避難所毎に、利用を表明している町会から毎年1名新規参加
(例) 逆中＋藤小避難所(2ヶ所)の利用表明 ➡ 毎年2名新規参加

- ◇ 任期2年 (例) 藤心小学校 避難所
 ・1年目：サブ
 ・2年目：メイン
 第一町会

	2023年	2024年	2025年
Aさん	サブ	メイン	
Bさん		サブ	メイン

- ◇ 当地域(藤心地域)以外の避難所利用を表明している町会
 - ・推進員が同様に参加
 - ・平常時 ➡ 藤心近隣センター避難所に所属
 - ・発災時 ➡ 利用避難所でそのルールに従って活動
- ◇ 当地域の避難所利用を表明している他地域の町会
 - ・町会の推進員がその避難所に所属・参加(推進員活動費用は町会が負担)

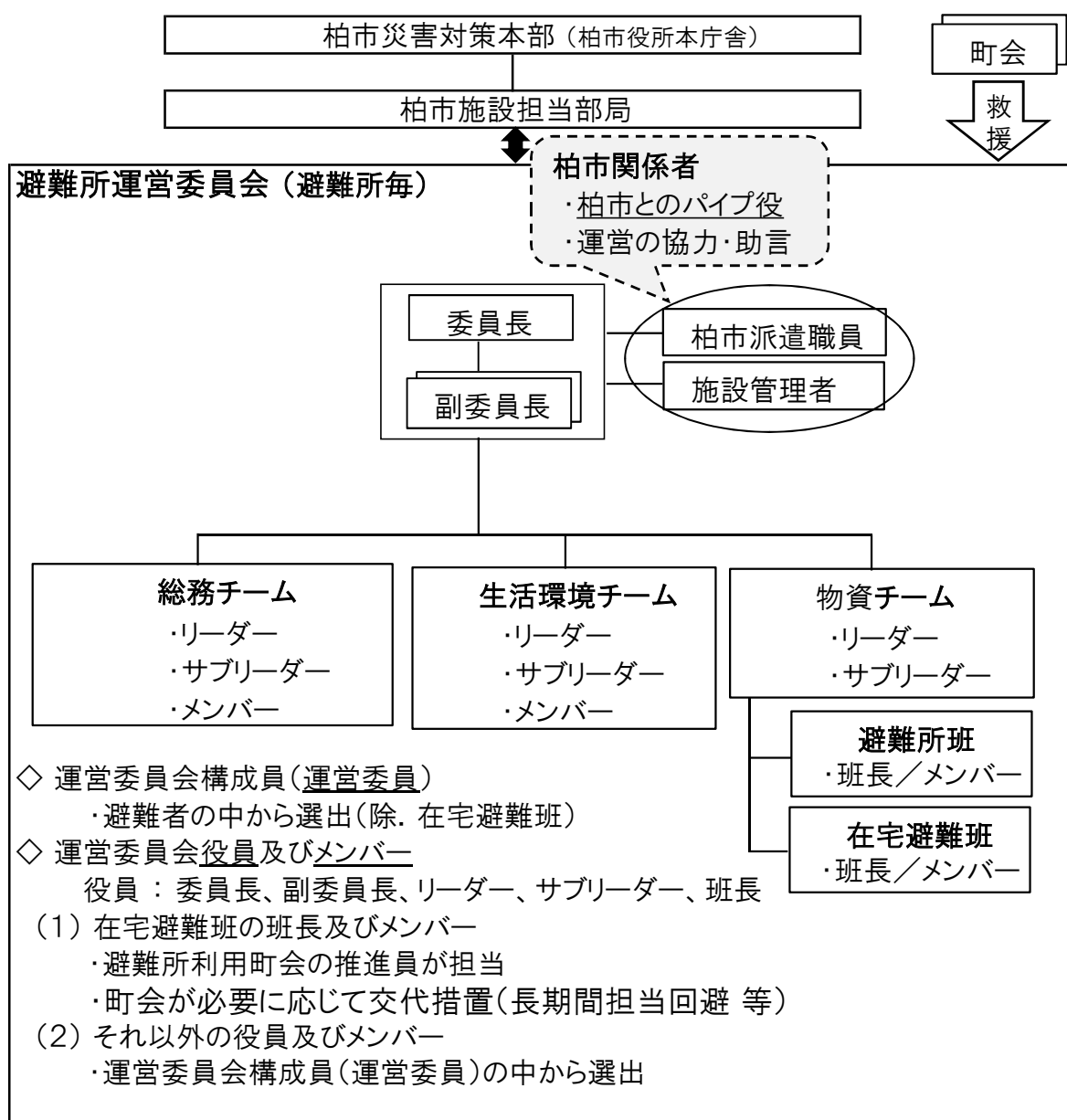
委員長代行

- ◇ 発災時 ➡ 避難所運営委員長の選出活動主導
 - ・避難所運営委員長 ➡ 避難者の中から選出
- ◇ 該当避難所利用を表明している複数町会が1年毎の輪番で担当

避難所運営の考え方 3つの基本 '3S'

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①『迅速な運営体制の立上げ』 | —— <u>S</u> peed —— |
| ②『シンプルな避難所運営体制』 | —— <u>S</u> imple —— |
| ③『円滑な避難所運営』 | —— <u>S</u> mooth —— |

避難所運営体制



注. 避難者 ➡ 全員が運営委員会の会員

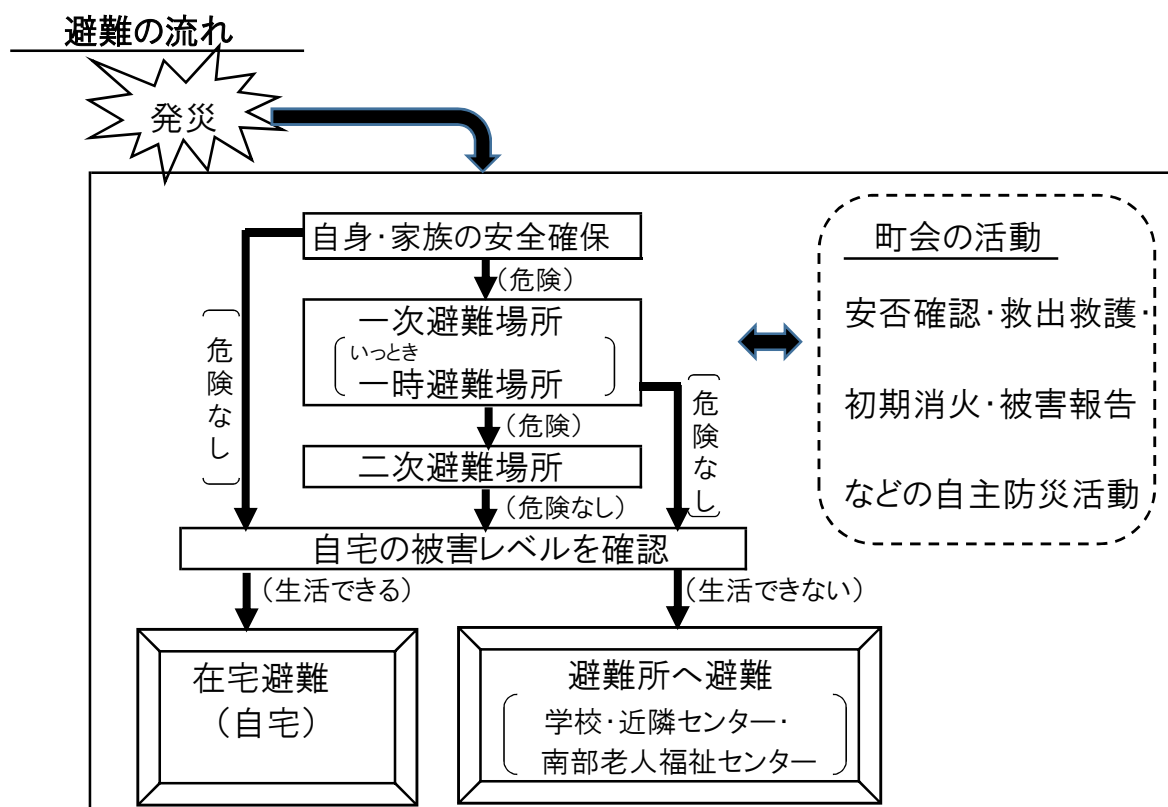
運営委員会 構成員(運営委員)の役割

◇ 委員長	・避難所運営委員会の統括 ・他の役員を運営委員の中から選出 ・委員長が決まるまでは推進員の委員長代行が統括
◇ 副委員長	・委員長の補佐 ・委員長不在時の代行 ・原則2名(増員可)
◇ 総務チーム	・運営委員会事務局 避難者名簿管理、入・退所管理、防犯・防火管理、 掲示物管理、安否確認伝言カード対応、要配慮者 状況確認 など
◇ 生活環境チーム	・衛生全般管理、避難所生活環境レイアウト・共有スペース・設備 の 管理、食事時の簡易調理支援、ペット飼主の会との連携 など
◇ 物資チーム	・救援物資の受入れ・仕分け・保管・支給活動、在庫管理活動
◇ 柏市職員・ 施設管理者	・運営委員会立上げ前の避難所運営・運営委員会立上げ会議招集 ・運営委員会立上げ後は運営全般の協力・助言 ・柏市組織と避難所とのパイプ役 - 柏市へ各種報告・要望を提出 例. 避難者状況報告、物資供給要望 - 柏市職員・施設管理者不在時 ➡ 避難所運営委員が代理対応

※ その他の会員(避難者) ➡ ・人手不足時の作業協力
・作業割当依頼に基づき活動

在宅避難者への物資支給

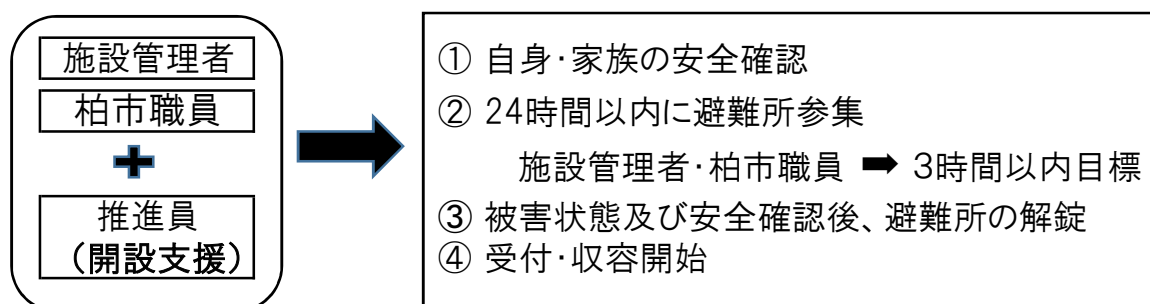
- ◇ 原則として各町会で避難所として予め利用表明していた避難所で支給
(止むを得ない事情がある場合は他の避難所での受取りも可)
- ◇ 避難所運営推進員による支給活動
(物資チームの在宅避難班)
- ◇ 避難所運営推進員の配置
 - 当初は避難所として利用表明していた避難所に配置
 - 各町会在宅避難者の避難所利用状況により調整・再配置も考慮



避難場所 : 身の安全を確保する為に避難する校庭・公園等の場所

避難所 : 自宅が使用できない場合に食料等の救援を受け一時的に生活の場とする学校等の臨時施設

避難所の開設



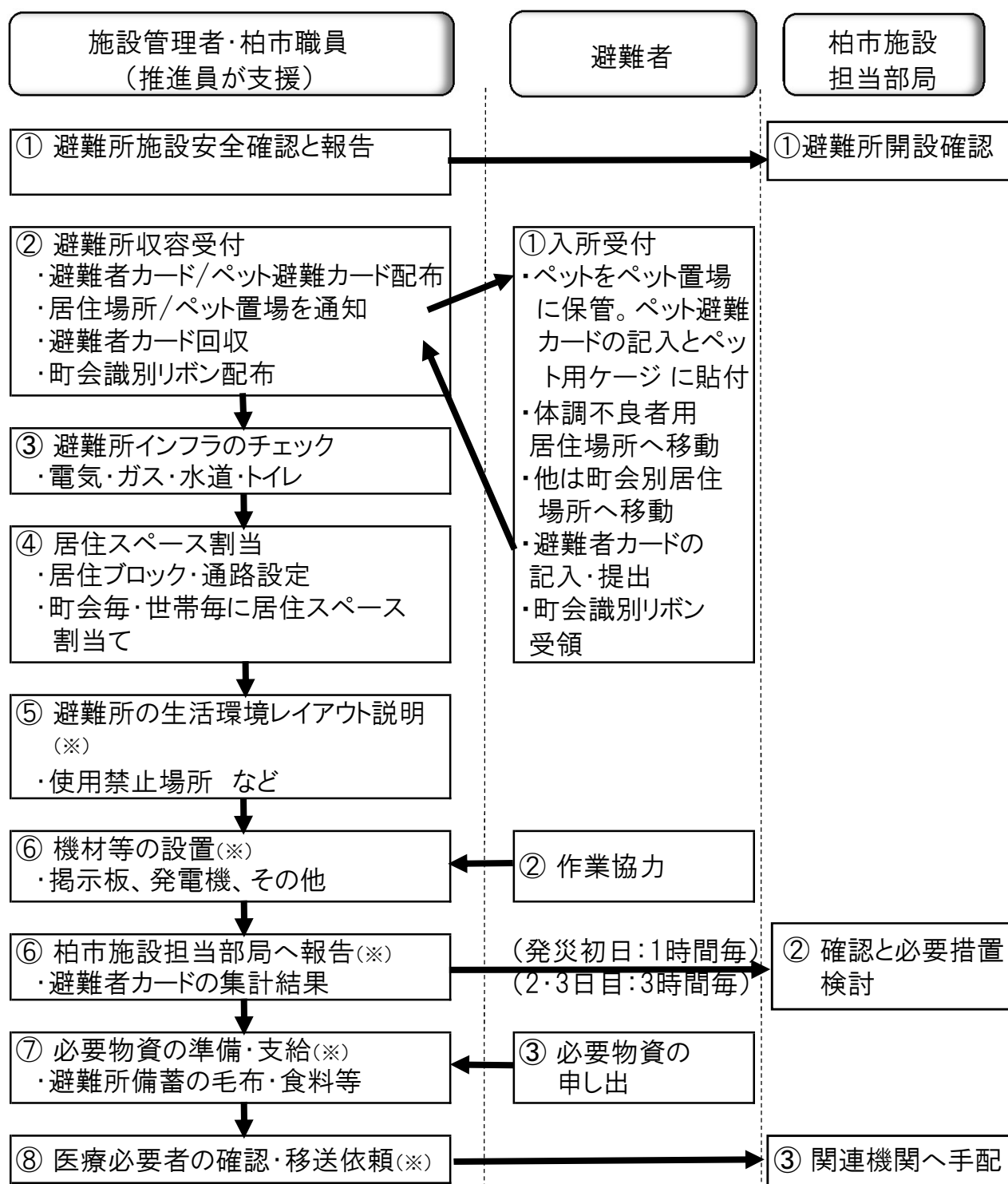
避難所運営の4つの局面

当運営の手引き検討対象

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ① 初動期(発災後1～3日) | : 避難所開設・収容、本格運営準備 |
| ② 展開期(2～3日目以降3～4週間程度) | : 運営体制立上げ、運営開始 |
| ③ 安定期(4～5週間目以降) | : 運営安定、仮設住宅への逐次移転 |
| ④ 撤収期(ライフライン回復) | : 避難所統廃合、避難者自立支援 |

5. 初動期の活動（発災後1～3日）

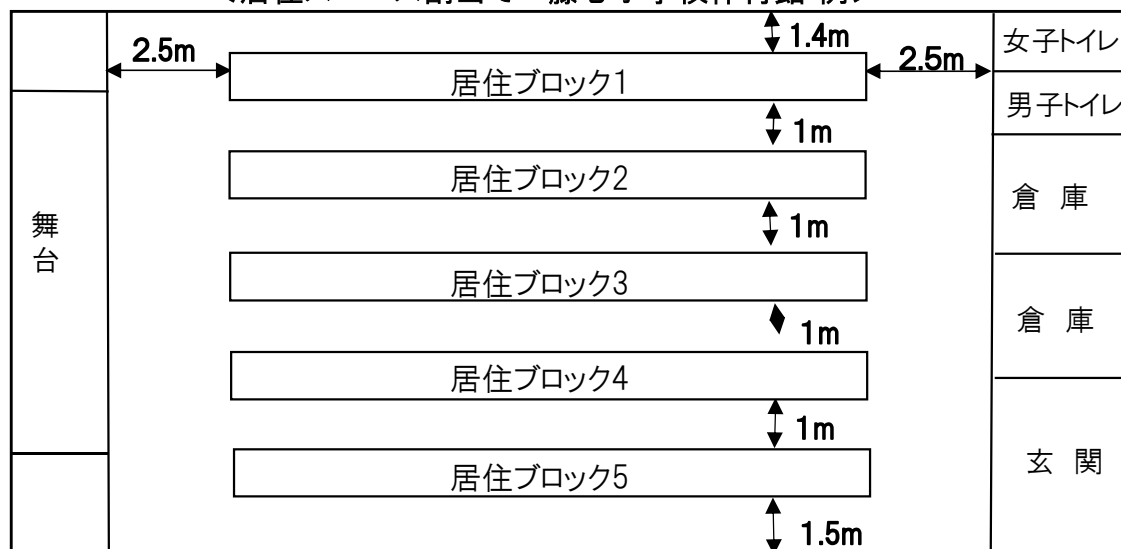
— 6 —



注． 活動実施の順序： 当日の状況に応じて可変

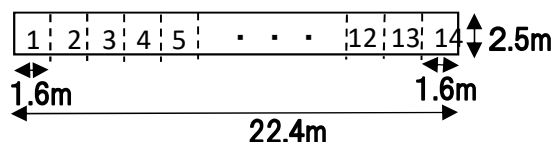
（※）印： ◇ 施設管理者・柏市職員が特に中心となる活動
 ◇ 施設管理者・柏市職員の到着遅れ（休日等）
 ➡ 推進員ができる範囲内で代行

< 居住スペース割当て 藤心小学校体育館 例 >



< 居住ブロック内配置 >

居住ブロック n



- ◆ 1ブロックに約14居住スペース
- ◆ 世帯毎に1mのスペースを空けて割当て

< 各避難所共通 >

- ・ 居住スペース : 1名当り 4㎡
確保を目指す
- ・ 世帯間は1m空ける
- ・ 町会別にスペース割当て
但し、体調不良者・乳幼児同伴
家族・非町会員など
➡ 別途配慮

(1) 藤心小学校 (体育館・教室)
収容人数 : 511 名

(2) 逆井中学校 (体育館・教室)
収容人数 : 610 名

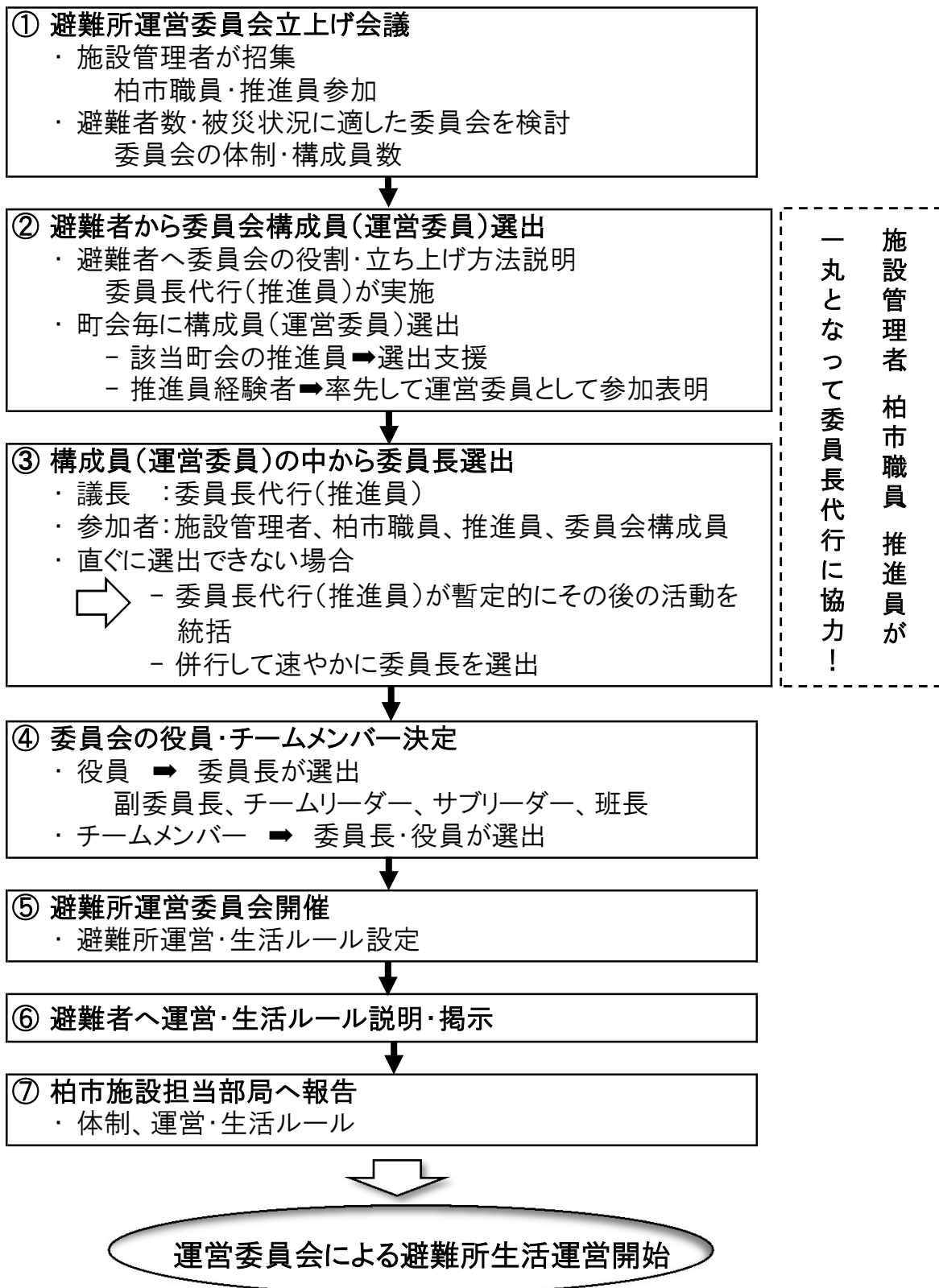
(3) 藤心近隣センター (多目的ホール・会議室A/B・和室・茶室)
収容人数 : 56 名

(4) 南部老人福祉センター
収容人数 : 69 名

収容人数合計 : 1,246 名

注. 上記収容人数出典 : 令和7年3月付 柏市地域防災計画(資料編)

展開期の流れ



主な運営ルール項目

- ◇ 運営委員会の会議 : 基本は朝夕2回
市職員・施設管理者も出席
- ◇ 会員(避難者)への情報周知方法 : 掲示板 など
- ◇ 会員からの要望の取扱い方法
- ◇ 物資支給方法 : 避難所避難者・在宅避難者別に1日2回(午前・午後)支給
- ◇ 食事運用方法 : 食料加熱・簡易調理方法、食器・調理器具類の管理方法など
- ◇ 会員の作業当番運営方法 : 共有スペースの掃除当番 など
- ◇ 避難所への入室・退室ルール : 防犯対策考慮
- ◇ 防犯パトロール方法 : 時間・場所・実施者(当番制)
- ◇ 活動・生活場所の設定 : 物資置場、ゴミ置場、更衣室、授乳室、談話室など
- ◇ トラブルの対処方法
- ◇ 遺体の扱い方法 : 基本は避難所外の柏市指定場所へ移送・安置

主な生活ルール項目

- ◇ 生活時間 : 起床時間、食事時間、消灯時間 など
- ◇ 救援物資支給単位 : 世帯単位、複数世帯グループ単位 など
- ◇ 避難所の掃除 : 居住スペースは各世帯、共有スペースは当番制が基本
- ◇ 洗濯方法 : 世帯・個人単位、女子専用物干し場設置 など
- ◇ 周囲への配慮 : 居住スペース
 - ・ ラジオ ➡ イヤホン
 - ・ 電子機器 ➡ マナーモード、消灯後の使用禁止
 - スマホ
 - 携帯電話
 - PC など
- ◇ 火災防止 : 施設管理者の管理下での裸火使用(ストーブ、カセットコンロ等) など
- ◇ 防犯 : 女性・子供・高齢者 ➡ 人目のない場所での単独行動回避
- ◇ ペットの扱い : (次ページ)

9. ペットの同伴避難

◇ 対象ペット

- ・ 家庭で飼育している「小型の哺乳類及び鳥類」

犬、猫、ハムスター、小鳥 など

（ 人・生態系・農林水産業に害を及ぼす動物（特定動物、特定外来生物）、
家畜用・販売用飼育動物は対象外 ）

◇ 「屋内」同伴避難可能避難所

➡ 藤心小学校（1F教育相談室）、逆井中学校（武道場）、藤心近隣センター（2F書庫）

◇ 飼育スペース

- ・ 避難者居住スペースと分離（除. 補助犬）
- ・ ケージに収容 又は リードで繋ぎ止め

◇ 飼育管理

- ・ 飼主責任で管理

－ 飼育に必要なものは飼主が準備

キャリーケース/ケージ、リード、排泄物処理用具、食器、
ペットシート、オムツ、ペットフード 等

－ ペットフード等不足時 ➡ 動物愛護ふれあいセンター に相談
TEL. 04-7190-2828

- ・ 『飼主の会』 結成

－ 避難が3日以上にわたる場合

－ 飼主全員加入 ➡ 飼主同士の相互協力・役割分担

ペット用物資の調達、飼育スペース掃除・消毒等

－ 避難所運営委員会との連絡・調整・トラブル解決

◇ 平常時の飼主の役割

- ・ ペット避難用品の準備

- ・ ペットのしつけ

－ 人和其他の動物に対する慣らし（むやみに吠えない、暴れない）

－ ケージ/キャリーに入ることの慣らし

など

- ・ 健康管理

－ 予防接種

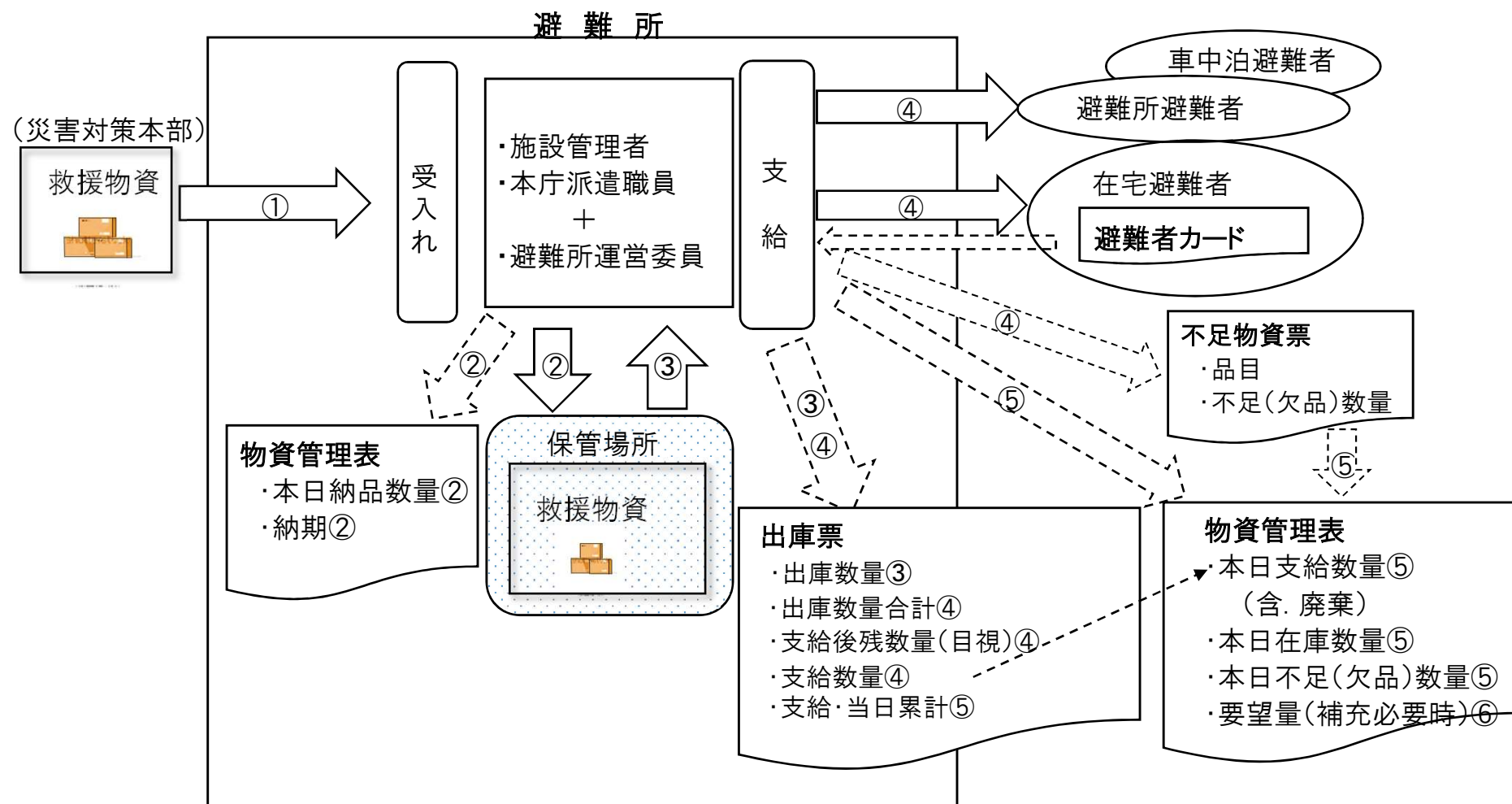
－ ノミ、ダニ、寄生虫の駆除

<詳細参照情報>

柏市ホームページ 「ペット避難受入れに関するガイドライン」（「ペット避難」で検索）

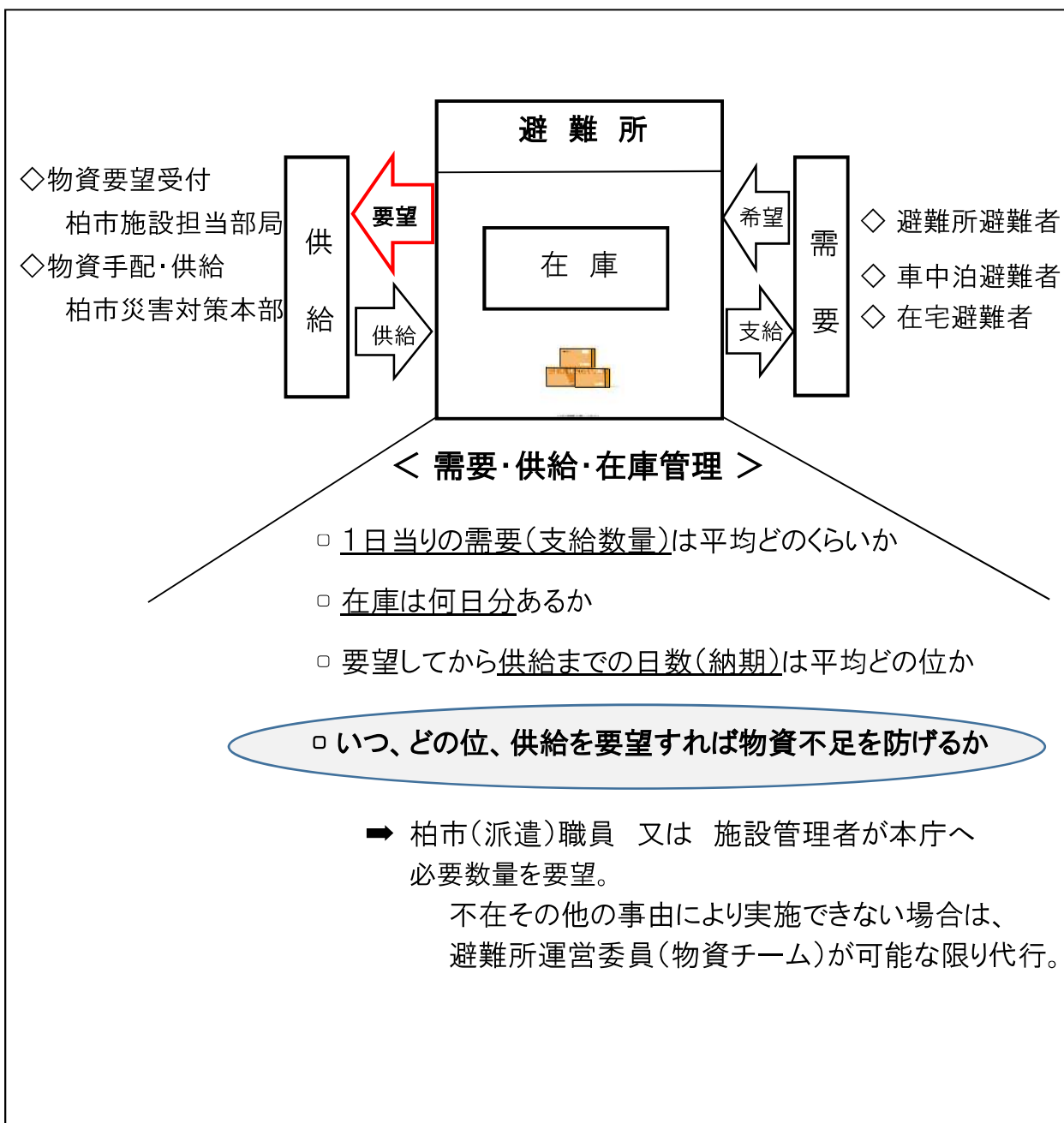
https://www.city.kashiwa.lg.jp/bosaianzen/anshinzen/disaster/disaster_ready/petto.htm

注. ①～⑤:作業順序 :物の流れ、:情報の流れ



- ① 救援物資到着（納品）
 - ・ 避難所班・在宅避難班 共同で受入れ作業
- ② 収納
 - ・ 仕分け
 - ・ 「物資管理表」記入：「納期」は当該物資の要望日付と納品日付から計算
 - ・ 保管場所に収納
- ③ 物資支給準備
 - ・ 避難所班・在宅避難班 ➡ 班別に作業
 - ・ 必要品目・数量を予測し保管場所 ➡ 支給場所へ搬出、廃棄必要物確認（目視）
 - ・ 「出庫票」記入：品目別出庫数量
- ④ 支給
 - ・ 避難所班・在宅避難班 ➡ 班別に作業
 - ・ 1日2回程の支給時間設定
 - ・ 在宅避難者 ➡ 「避難者カード」に町会名・在宅者名等を記入（初回のみ）
 - ・ 出庫した物資の不足時 ➡ 保管場所から随時補充、「出庫票」記入
 - ・ 保管場所の在庫不足時 ■ 「不足物資票」を記入
 - ・ 毎回の支給作業終了後 ■ 「出庫票」記入：
支給数量＝出庫数量合計－支給後残数量（目視）
- ⑤ その日の作業結果を記録 ➡ 「物資管理表」
 - ・ 避難所班・在宅避難班 ➡ 共同作業
 - ・ 「本日支給数量」＝「出庫票」の各支給回の支給数量を合計
 - ・ 「本日在庫数量」＝（前日の「在庫数量」＋「本日納品数量」）－「本日支給数量」
 - ・ 「本日不足（欠品）数量」＝「不足物資票」の「不足（欠品）数量」を集計
 - ・ 「要望量」：避難所在庫の補充が必要な場合に、柏市本庁へ要望。
原則として柏市（派遣）職員・施設管理者が実施。

< 需要・供給・在庫の管理 >



その都度運営委員が2名以上で対応(聴き取り・措置)

◇ DV(家庭内暴力)・ストーカー防止

- 安否確認問合せ ➡ ・ 個人情報是非公開
 ・ 避難の有無は通知せず
 ・ 安否確認伝言カード利用
 - 問合せ者が記入
 - 掲示板に貼付け・公開→避難者本人が連絡

◇ 盗難等犯罪発生(警察に通報しにくい場合)

- ➡ 施設管理者・柏市職員に対応相談

◇ セクハラ、パワハラ発生

- ➡ 被害者が柏市担当部署に直接相談
 柏市： - 被災者向け「災害相談窓口」設置
 - 柏警察署と連携

◇ 避難者間トラブル

- ➡ ・ 施設管理者・柏市職員に相談し対応

◇ 避難所ルール無視

- ➡ ・ 運営委員がその場で注意
 ・ こじれる場合は施設管理者・柏市職員に相談

◇ 会員(避難者)からのクレーム

- ➡ ・ 運営委員会(含. 施設管理者・柏市職員)で対策
 検討・対処
 ・ 必要であれば柏市施設担当部局へ相談

- ① 本庁への物資要望方法についての柏市との調整
- ② 車中泊避難者・テント持参避難者を含めた避難所運営方法
体制・活動役割分担・避難所設備利用形態 など
- ③ 学校避難所教室の居住スペースとしての使用方法
発災時の教室スペース割当て基準、机・椅子の収容場所
- ④ 食事運用ルール
 - ◇ 必要となる食器・調理器具類の整備と管理方法
 - ◇ 加熱・単純調理の運用方法
- ⑤ 夜間の避難所開設
暗闇での避難・開設作業の安全管理方法
- ⑥ 夜間のみ避難所に通う人への対応方法
- ⑦ 要配慮者への生活環境整備事項検討
トイレ、洗面所 など
- ⑧ 防災訓練・研修結果や各種条件変化等を考慮した継続的検討活動
 - ◇ 避難所運営方法の定期的な見直し
 - ◇ 関係機関・町会との調整
 - ◇ 避難所運営の手引きに反映
- ⑨ 運営全般について更なる簡便方法の継続検討
- ⑩ 避難所運営についての今後の知識普及活動
- ⑪ 町会(自主防災組織)の課題
 - ・地区災害対策本部への被災状況情報収集・報告方法
 - ・ふるさと協議会主催の防災訓練 ⇨ 避難所運営訓練中心へシフト
 訓練メニューから外されるもの ⇨ **各町会で訓練方法検討・実施**
 - 安否確認、初期消火、救出・救護、避難 等の個別訓練
 - 地震・火災煙体験 等の体験訓練